







意見書案第6号

国勢調査での同性カップルの取扱いに関する意見書

標記の意見書案を別紙のとおり、逗子市議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

令和2年9月30日

逗子市議会議長 丸山治章 殿

逗子市議会議員 田幡智子 
同 橋爪明子 
同 松本寛 
同 高谷清彦 
同 加藤秀子 
同 勾坂祐二 

(別紙)

国勢調査での同性カップルの取扱いに関する意見書

国勢調査のデータは人口、世帯、住宅、就労状況等人々の暮らしぶりの基礎となる情報で政策決定の基礎情報として使用されるのはもちろん、民間企業のマーケティング調査の基礎情報や学術研究、選挙区別国会議員定数算定にも使用されている。

このような重要な情報において1920年以来、法律上の夫婦ではない内縁・事実婚の男女カップルは婚姻として回答し合算されている一方で、同性カップルの情報が未公開にされている状況は国勢調査が大切にしているデータによる正確な状況の把握という姿勢にも反しており、それは当事者が不利益を被るにとどまらず、日本全体としての問題である。

逗子市でも2020年4月からパートナーシップ宣言証明制度が実施され、同性カップルが安心して暮らせる社会の実現に向けた取組がされているが、この国勢調査の集計と発表の現状は、同性カップルの生活実態を把握する貴重な機会を逸することになりかねない。

よって、逗子市議会は国に対し、次の事項が実現されるよう要望する。

- 1 国勢調査にて、長くエラー扱いあるいは他の親族との同居世帯として集計されてきた同居同性カップルを実体どおりに集計し、同性カップル世帯として発表すること。
- 2 未届けでも婚姻と回答・集計される男女の内縁・事実婚のカップルと同等に2人の性別が同性、続き柄が世帯主の配偶者と回答した世帯を、同性カップル世帯として集計し発表すること。
- 3 2020年の国勢調査だけではなく、近年2010年ごろからのデータも同様に集計して、これらの数値も合わせて発表すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年9月30日

逗子市議会